

緊急雇用対策

金融危機から皆様の雇用を守るために緊急雇用対策をまとめました。雇用を守るためには景気を回復し、仕事を創りだしていかなければなりません。雇用対策は迅速さが全てです。竹本は財務金融委員会筆頭理事として、すばやい雇用対策実行の為、財政出動で過去最大である 15 兆円規模の補正予算を組むとともに、補正予算成立に尽力いたしました。

下に緊急雇用対策の詳細を掲載いたしましたのでご参考にして頂けたら幸いです。

失業者を出さないために

雇用調整助成金は、企業が業績が不振になった場合にも、解雇しないで済むようにするためのものです。助成の内容を大幅に拡充し、活用の事務手続も大幅に簡略化、迅速化しています。

業績が不振になった場合に、従業員を解雇しないで休業などにより雇用を維持する場合には、休業手当等を支払うこととなりますが、その 5 分の 4(大企業 3 分の 2)が助成されます。

サービス業を含め全業種が対象となります。

ひとりも解雇しない場合には 10 分の 9(大企業 4 分の 3)が助成されます。

残業を大幅に削減することにより非正規労働者を解雇しない場合には、有期契約労働者 1 人当たり年 30 万円(大企業 20 万円)、派遣労働者 1 人当たり年 45 万円(大企業 30 万円)が助成されます。

失業中の生活支援のために

失業中には雇用保険の失業給付(90～330 日)が受けられますが、給付内容が改善されています。

再就職が困難な方は、失業給付の支給期間が 60 日延長されます。

有期契約労働者が契約切れの場合には、「1 年以上」の勤務でなくても、「6 か月以上」の勤務で失業給付が受けられます。

失業給付を受けられない方にも生活支援制度が設けられています。

失業給付を受けられない方が職業訓練を受けている期間中は、月 10～12 万円の訓練・生活支援給付が受けられます。さらに、月 8 万円までの貸付(就職した場合、半額返還免除)を受けることができます。

失業し、住居のない方には雇用促進住宅などへの入居あっせんを行います。また、最大 186 万円の住宅・生活支援貸付(一部返還免除)が受けられます。

失業して生活に困っている方は、つなぎ資金の貸付(最大 10 万円)、住宅手当の支給(最大 6 か月間)、生活資金の貸付(最大月 20 万円、1 年間)が受けられます。

早期の再就職のために

早期に再就職できるよう、3 年間で 100 万人の職業訓練を実施します。再就職の相談、あっせんのためのハローワークの体制を大幅に拡充します。就職が特に困難な方を雇用した事業主は、奨励金が受けられます。

年長フリーター等(25～39 歳)、内定を取り消された学生等を正規に雇用した場合には、1 人当たり 100 万円(大企業 50 万円)が受けられます。

障害者、高齢者、母子家庭の母を正規に雇用した場合には、特定求職者雇用開発助成金が受けられます。(障害者 135 万円(大企業 50 万円)、高齢者、母子家庭の母 90 万円(大企業 50 万円))

十分な技能・経験がない方を実習雇用で受け入れる中小企業は、1 人 1 か月当たり 10 万円を最長 6 か月間、さらに正規雇用すると 1 人当たり 100 万円が受けられます。

地域の仕事を創るために

「ふるさと雇用再生特別交付金事業」(2,500 億円規模)によって、地域ブランド品開発事業、介護、配食等高齢者を支援する事業などで、安定したしごとが創り出されます。

地方公共団体やシルバー人材センターなどが行う事業を支援する「緊急雇用創出事業」(4,500 億円規模)によって、一時的なしごとが創り出されます。

さらに詳しい情報は最寄りの労働局、ハローワークにお問い合わせください。

竹本直一後援会、自由民主党大阪府第 15 支部